

令和2年5月7日

ご利用者様・保護者様各位

たままずきグループ

代表 櫻井元

緊急事態宣言延長に伴うたままずきの対応について

いつもたままずきの運営にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

さて、緊急事態宣言の延長を受けまして、たままずきの方針として、障害児通所施設に対しての使用の制限等の要請がないことから、臨時休業はいたしません。

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、利用者・保護者の皆様には引き続き利用の自粛をお願いするところではありますが、ご理解の上ご協力お願いいたします。

※自粛の要請期間 緊急事態宣言が解除されるまでの間

※その他

・国は、事業所が電話や訪問などにより、通所を控えているお子様や保護者に対して可能な範囲において、以下の例のような在宅支援を提供することが重要としています。

例：・自宅で問題が生じていないかどうかの確認

・お子様の健康管理

・普段の通所では出来ない、保護者やお子様との個別のやりとりの実施

・現在の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート

たままずきでは、上記のほかに以下のような在宅支援も行っています。

WEBを使ったオンライン活動

工作キットの配布

HPでの活動紹介の充実

体操・ダンスなど一緒に楽しめる動画配信 など

上記のような在宅支援を行ったときには、通所による支援と同様に通所給付費の対象となります。これまでどおり、保護者の自己負担も生じます。在宅支援へのご理解をお願いいたします。

長引く自粛で、利用者様・保護者様共に大変なことも多いと思います。

何かお困りなことなどございましたら、小さなことでも結構ですので、いつでも遠慮せずご連絡下さい。

以上